

平成 27 年 3 月 26 日

各位

三井住友信託銀行株式会社

結婚・子育て支援信託（愛称：つなぐ想い）の取扱開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均）は、新しい信託商品「結婚・子育て支援信託（愛称：つなぐ想い）」（以下「本商品」）の取り扱いを平成 27 年 4 月 1 日（水）より開始予定です。

本商品は、平成 27 年度税制改正によって新たに創設される予定の「結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置」に基づく信託商品です。贈与をする方に、お孫さま・お子さま等の結婚・子育て資金として当社の元本保証のある金銭信託へお預け入れいただき、当社がお孫さま・お子さま等の贈与を受ける方からの払出のご請求に基づき、結婚・子育て資金をお支払いします。

税制上の優遇措置として、本商品を通じて贈与をする方からお孫さま・お子さま等の贈与を受ける方へ結婚・子育て資金の一括贈与が行われた場合、1,000 万円を上限として贈与税が非課税となります。

本商品は結婚・子育て資金へのお支払いが確認できる領収書等に基づき金銭信託からお支払いしますので、贈与をする方の「結婚や子育てという大切なライフイベントに活用してほしい」との想いに確実に応えることが可能です。

また、本商品をお申し込みいただいた方には、定期預金の金利優遇等のセットプランをご用意する予定ですので、ぜひご活用ください。

詳しい商品内容は当社本支店までお問い合わせください。

税制改正等に伴い相続や贈与への関心が高まっている中で、当社では今後もより多くのお客さまのニーズにお応えできるよう、信託銀行が持つ資産管理と財産承継の機能を活用した新しい商品の開発により、一層のサービスの充実を目指してまいります。

以上

<「結婚・子育て支援信託（愛称：つなぐ想い）」の商品概要>

ご利用いただける方	贈与をする方：贈与を受ける方の直系尊属である個人のお客さま 贈与を受ける方：20歳以上50歳未満の個人のお客さま
申込受付期間（予定）	平成27年4月1日～平成31年3月22日の銀行営業日
信託期間	次に掲げる事由のいずれか早い日に終了するものとします。 ①贈与を受ける方が50歳に達した日 ②贈与を受ける方が亡くなられた日 ③信託財産が無くなり、かつ終了の意思表示があった日
信託金額	5,000円以上1,000万円以下（1円単位）
追加信託	5,000円以上1円単位で可能。ただし、申込受付期間内および信託金額上限（非課税拠出額1,000万円）の範囲内とします。
信託報酬	
①設定時信託報酬	かかりません。
②運用信託報酬	運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を毎年3・9月25日にいただきます。
支払方法	当社所定の払出請求書と金銭信託通帳の他、領収書や戸籍謄本等の費目ごとに定められたられた必要書類をご提出していただき、贈与を受ける方にお支払いいたします。
取扱店舗	三井住友信託銀行の国内本支店でお取り扱いいたします。
その他	お預け入れいただく金銭信託は、当社が元本補てん契約に基づき元本を保証します（元本保証商品）。

詳しい商品内容については4月以降に当社ホームページの「結婚・子育て支援信託（愛称：つなぐ想い）」をご覧ください。